内閣衆質一七一第五八五号

平成二十一年七月三日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件についての警察庁による謝罪等に関する再質問に対し、 別紙

答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件についての警察庁による謝罪等に関する再質問に対する

答弁書

一について

栃木県警察及び佐藤国家公安委員会委員長の謝罪については、 いずれも、 菅家氏が釈放されるに至った

事態を踏まえ、 適切な謝罪の在り方について検討するなどした上で、速やかに行われたものであり、 先の

答弁書(平成二十一年六月二十二日内閣衆質一七一第五四五号)一についてで述べたとおり、 政府として

は、いずれの謝罪も早期に行われたものと考えている。

二及び三について

先の答弁書二についてで述べたとおり、菅家氏に対しては、 本件捜査を行った栃木県警察において、 同

県警察本部長が菅家氏と面接の上、 謝罪の意を適切に伝えたところであり、 現時点においては、 国家公安

委員会委員長が菅家氏と面接の上、謝罪することは考えていない。

四について

現在係属中の訴訟に関するお尋ねであるため、警察庁としてお答えすることは差し控えたい。